

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第89号

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条中「第11条」を「第11条ただし書」に、「第14条」を「第14条本文」に改める。

第10条を削る。

第11条中「すみやかに」を「速やかに」に、「及び保証人」を「(保証人を立てる場合にあつては、自己及び保証人)」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第13条第2項中「または保証人」を「(保証人を立てた場合にあつては、同居の親族又は保証人)」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

第1号様式注に次のように加える。

3 連帯保証人の欄は、連帯保証人を立てない場合は、記入する必要はありません。

第2号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に、「半年賦償還」を「 半年賦償還 月賦償還」に改め、同様式に注として次のように加える。

注1 該当するには、レ印を記入してください。

2 連帯保証人の欄は、連帯保証人を立てない場合は、記入する必要はありません。

第3号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に、「第15条の」を「第14条の」に改める。

第4号様式中「第17条関係」を「第16条関係」に、「第17条の」を「第16条の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、

この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)